

I. 開発場所が埋蔵文化財(遺跡)包蔵地に該当している場合について

- ① 開発場所及び近隣地が **試掘済み** の場合
 - ・ 保護層(別紙参照)を30cm確保したうえでの開発であれば可能。
※ 保護層確保困難な場合は発掘調査。(費用原因者負担)
 - ・ 発掘調査済みの場合記録保存が完了しているため、保護層の確保不要。そのまま開発可能。
※ 「試掘」は部分的な試し掘り。「発掘」は全面的な調査のため注意！！
- ② 開発場所及び近隣地で **試掘していない** 場合
 - ・ 原則試掘が必要。(遺跡の深さを確認するため)
※ 個人住宅の場合、現況地盤を掘削しないのであれば試掘不要。
例：基礎深40cmに対して盛土40cmの場合試掘不要。
 - ・ 開発場所における遺跡該当部分が極少の場合も要相談。
※ 遺跡該当部分について掘削しないならば試掘不要の場合もある。
- ③ 試掘と関係なく可能な開発
 - ・ 掘削幅が1m以内に収まる開発
例：駐車場造成時のブロック工事や水道管、ガス管工事、L字擁壁、等
 - ・ 柱状改良(杭表面積の合計が建物1階床面積の1割以内ならば可能)
- ④ 工事場所で建て替え(解体後に新築)を行う場合
 - ・ 新築時の掘削深度：解体建物と新築建物の配置、および解体立会の内容による

※ すべての条件において、文化財保護法第93・94条に係る書類は提出必要です！！
※ 新築時だけでなく、解体時にも文化財保護法第93・94条に係る書類は提出必要です！！
※ 道路造成時にも文化財保護法第93・94条に係る書類は提出必要です。

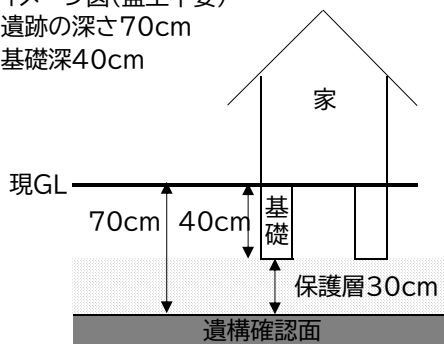
II. 必要書類について

- ① 試掘申請時の必要書類
 - 1 遺跡協議申請書
 - 2 発掘承諾書
 - 3 位置図
 - 4 公図
 - 5 工事図面
 - 6 上水道図
 - 7 下水道台帳図
- ② 文化財保護法第93・94条書類提出時の必要書類
※(1)(2)ともに工事着手60日前までに提出が必要になります
 - (1)解体時
 - 1 埋蔵文化財発掘の届出について
 - 2 別記
 - 3 位置図
 - 4 公図
 - 5 配置図(敷地範囲内における解体建物の位置が明瞭な図面)
 - 6 航空写真
 - 7 現地写真
 - 8 面積の根拠資料
 - 9 承諾書
 - (2)新築時
 - 1 埋蔵文化財発掘の届出について
 - 2 別記
 - 3 位置図
 - 4 公図
 - 5 配置図
 - 6 平面図
 - 7 断面図
 - 8 基礎伏図
 - 9 矩計図
 - 10 面積の根拠資料(測量図や求積図、戸籍謄本など)
 - 11 承諾書

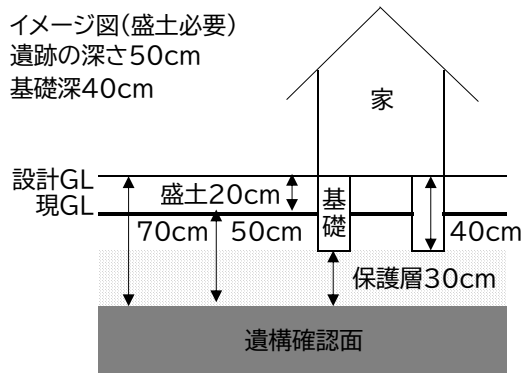
遺跡包蔵地の保護層について

- ①保護層とは？
⇒ 遺構確認面(遺跡が見つかった深さ)から上部30cmのこと。
- ②なぜ保護層は必要？
⇒ 遺跡の深さは常に一定ではないため、遺跡破損の可能性を低くするため。
- ③基礎工事をすると保護層が確保できないがどうすれば？
⇒ 保護層30cmが確保できるよう盛土による対応をお願いします。

イメージ図(盛土不要)
遺跡の深さ70cm
基礎深40cm



イメージ図(盛土必要)
遺跡の深さ50cm
基礎深40cm



解体立会について

- ①解体立会とは？
⇒ 既存建物の基礎掘削深度および基礎撤去後の埋蔵文化財の状況を確認するものです。
解体立会ができないと、解体後の工事開発時に掘削可能深度を割り出すことが困難となります。
※工事着工60日前に届出提出必要
- ②解体立会のタイミングは？
⇒ 既存の建物を解体する場合、**基礎を撤去した後、整地する前に**基礎埋設箇所の深度等について確認します。
解体立会の日時が決まりましたら、速やかに福島市 文化振興課 文化財保護活用係へご連絡ください。

工事立会について

- ①工事立会とは？
⇒ 93条書類提出時に添付した開発図面と、同様の掘削が行われているかの確認をするものです。
※工事着工60日前に届出提出必要
- ②工事立会をするにはどうすれば？
⇒ 遺跡包蔵地内の開発を行う場合、根切り工事時に立会調査を行います。
立会調査は根切り底の見えるタイミング(**碎石等を入れる前**)に写真撮影や深さの確認を行います。
根切り工事日が確定した際は、速やかに福島市 文化振興課 文化財保護活用係へご連絡ください。

【お問い合わせ先】 文化振興課 文化財保護活用係 TEL:024-525-3785 FAX:024-536-2128